

## 仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

### 1 日時

平成24年6月21日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

### 3 出席者

#### (1) 委員

浅野 昭子 阿部 一彦 荒井 純哉 荒井 美佐子  
奥村 秀定 久保野 恵美子 小林 正 鈴木 俊博  
高橋 真 本郷 一夫 正木 毅 三村 義幸

#### (2) 事務局等

佐竹事務局長 荒木首席家庭裁判所調査官 三條首席書記官 海藤事務局次長  
田崎次席家裁調査官 千葉主任家裁調査官 平泉総務課長 渡辺総務課課長補佐

### 4 議事

（以下、■は委員長，●は委員，○は説明者，△は事務局の発言）

#### (1) 委員長の選任

家庭裁判所委員会規則6条1項に基づき、互選により小林正委員が委員長に選任された。

委員長は、同条3項に基づき、三村義幸委員を委員長代理に指名した。

#### (2) 本日のテーマ「東日本大震災と少年非行 ―少年係から見た少年に対する震災の影響―」について、説明者田崎次席家裁調査官及び千葉主任家裁調査官から説明

#### (3) 意見交換

別紙のとおり

#### (4) 次回テーマ

- 親権停止について取り上げてはどうか。
- 後見監督について取り上げてはどうか。
- その他協議すべきテーマがある委員は、総務課課長補佐までお知らせ願いたい。  
本日提案のあったテーマを含めて検討し、事前にお知らせしたい。
- 異議なし。

#### (5) 次回期日

平成24年11月28日（水）午後1時30分

(別紙)

意見交換

(以下、■は委員長，●は委員，○は説明者，△は事務局の発言)

- 観護措置が増加しているとのことだが、付添人は選任されているのか。
- 原則として、宮城県内における観護措置の場合は付添人を選任する運用にしている。
- 少年の中には、発達障害などにより環境の変化に適応できない人もいたと思われる。そのため、被災者の状況に応じて支援することが大事である。とりわけ、自閉症、アスペルガー症候群など、社会と十分に関わることができない人のために、専門家が関わる必要がある。なお、震災直後は、皆がストレスを抱えている中で、発達障害の人が避難所にいづらくなつた例を聞いている。
- 子どものメンタルクリニックへの相談件数は平成22年と比較すると平成23年は約1割減っている。児童相談所の取扱件数も約1割減っている。これをどのように分析すべきかであるが、1つには、平時と異なり、訪問活動が多く、児童相談所における対応が少ないことが背景にあるのではないかとと思われる。また、子どもの周りで気付くべき大人が、子どもの異変に気付く状況になかったということもあったかもしれない。学校現場においては、震災直後に不登校は減っていたが、今年の年明けからは急増し、校内暴力も例年に比べて多くなってきているようである。
- 子どもの心のケアが重要である。PTSDは数年単位で出てくる場合もある。子どもに対する健診をしている中で、イライラしたり、怯えたり、夜眠れないなどの症状が見られる。また、保護者においても、同様にイライラしたり気分が落ち込んだりしている人がいる。いわゆる高揚期というものはあまり見られなかったと感じている。今後は、急性のものではないPTSDが出てくると思われるので、注意していく必要があると思われる。
- 仮に震災の影響により少年事件の家裁送致が遅れることにより、少年に対する教育的効果に影響はあるのか。
- 震災の影響があるかどうかにかかわらず、一般的に事件発生から家裁送致までの時間が短いほど、少年に事件を考えさせることができ、教育的効果は高いと考えている。
- 震災直後に問題行動を起こした場合も、一般の場合と同様、早期に家裁送致された方がよいと思う。時間が経つにつれて震災直後の記憶が薄れてくると、あれは大したことではなかったとか、特別な状況だったと自己弁護を行うこともありうる。あのときどうだったかという記憶が生々しいところで直面させた方が教育的効果がある。
- 子どもが色々なストレスを受けると、万引きなどの回避型の非行を起こす傾向があり、そこから粗暴、性非行という逸脱型の非行に移行するというように、時間の経過により非行の形が変わってくる傾向にある。性非行が増えるのは、思春期の子どもに対するストレスが現れた結果だと思う。
- 少年事件に限らず、震災孤児（両親ともなくした子）に未成年後見人が選任されたときの対応も検討すべきではないか。
- 震災により未成年後見事件が増えたと聞いているが、これと少年事件との関連はあるのか。
- 震災孤児は県内で120数名いると聞いているが、うち100件以上は未成年後見人

が選任され、家庭裁判所の後見監督が始まっている。被後見人の中に、非行が疑われるという報告は聞いていない。未成年後見人選任後1年近く経過し、毎月の生活ぶりが定型化して安定してきている。また、義援金の支給などがあり、ある程度の資産形成がされている。こうした財産の管理について、引き続き適切に監督していくとともに、今後は、身上監護が重要となってくるころ、親族後見人の被後見人に対する身上監護が長期間にわたって可能かどうか、より適切な後見監督態勢をとりたい。そのためにも弁護士会などの関係機関とも連携していきたい。

- 説明のあった心理尺度（震災後数時間から数日間を茫然自失期、数日後から数週間又は数か月を高揚期、数週間後から年余を幻滅期とするもの）の中に非行の態様を書き込んだ場合に、その関連があるかどうかを読み取るのは難しいのではないかと考えている。例えば、心理的な高揚期に発生した非行が心理的高揚期と関連するのかわかり、また、高揚期後に発生した非行のうち、ある種の類型は心理的な面ではなく、むしろ、春から夏にかけて暖かくなったという季節に関連性があるかもしれない。心理尺度と非行の発生は、直接的、間接的に様々な関連があるので、説明を受けたようなオーソドックスなモデルがそのまま当てはまるかどうか難しいところもあるのではないかと考えている。ほかにも、今回の本震よりも4月7日の余震の方が心理的に不安になったという例や、津波が来ないのに津波警報が4回も発令され、その度に不安になって逃げたという例など、心理尺度が人によってその形が異なったり、同じ心理尺度の波が何回も重なったりする人もいるのではないかとと思われる。
- 東北大学大学院教育学研究科教育ネットワークセンターの震災子ども支援室では、10年間同じ心理士が子どもと関わる取り組みを昨年からは始めている。また、親族里親のサロンを開いて、子どもだけでなく保護者の支援をしたり、あしなが育英会との連携もしている。支援室では、無料の電話相談を実施しているが、福島から宮城に転居した子どもの不登校についての相談が多い。その理由は2つあり、環境が変わって子どもが不安定になっていることと、つながりのないところに転居したため、どこにも相談できず、電話相談を頼ってきていることにある。今後は、時間の経過に沿った子どもへの支援をしていきたい。子どもにとっては、同じ体験でも時間の経過と成長によって体験の意味が変わってくる。例えば、津波により目の前で親を流されたという子どもの体験は、5歳、10歳、15歳と成長するにつれて、体験の意味が変わってくる。変わり方は個人によって異なるが、そのような視点からも支援していきたい。
- 震災は大変な災害であり、あらゆる影響があると思う。大切なのは、社会に大きな変化があったときに、そのしわ寄せが来るのは声を上げられない弱者、特に子どもである。子どもに対して大人がどうフォローしていくかが問題である。震災に限らず平時も含めて、子どもは二の次になっているという状況を常に意識しておく必要がある。虐待などは個別の問題という捉え方をしがちだが、まずは、子どもが最も被害を受ける存在として意識することが大事である。
- 震災というこれだけの体験をしていて、ストレス反応が生じるのは自然なことという意識も必要である。四畳半の仮設住宅に5、6人で寝ている環境を想像してほしい。その中に小さい子どもがいたり、障害者がいたり、仕事のなくなった親が酒を飲んでいたりなど、そんな環境で健康に生きるのは大変なことである。

- 非行は、子どもの問題を警報として鳴らすシグナルと言える。一定の視点を持って分析することも必要だが、個別に異なる部分もあるので、全部同じにしてしまうと、それ以上進まなくなってしまう。1人ずつ個別に話を聞くことが必要である。
- 文部科学省の平成23年学校基本調査によると、1年以上居所不明の児童数が1191人いたとのことである。これまでは200人から300人位だった。児童相談所、民生委員に適切な対応を取るように通達しているとのことである。親の事情によって子どもが翻弄されている状況を認識しておく必要がある。
- 子どもが不登校になったときを契機として状況をチェックしたり、保護者の経済的支援をしたりする必要がある。今後もこのような場で将来役に立つ議論をできるようにしていきたい。
- 今後は、被災者が転入してきている仙台市における支援のニーズが高まると思っている。まだ孤立している家族がいると想定されるので、支援を継続していく必要があると思っている。
- 近所で事件が発生し、私の住む地域でもそのような事件があるのかと驚いたが、その際、被害を受けた方のために通報したりなど支援をした。また、震災後、母親が子どもを家に置き去りにして外を出歩いている例も聞いており、支援が必要ではないかと思っている。
- 震災直後3か月間は万引き被害は皆無だったが、半年経過した頃から小さい万引きが増え始めている。また、高齢者の万引きも発生するようになってきている。震災前は経済的に余裕のある子どもの万引きも多かったが、震災後は経済的に裕福でなく、支援を受けられない家庭の子の万引きが多くなってきているように感じている。経済的な支援は、地域の支援だけでは難しい。被災者が勤務している会社があれば、そこが支援することも大事である。経済的、心理的な支援があれば、家庭は安定し、子どもの心理も安定すると思う。
- 昨年、避難所において七夕作りをした。何度も避難所に通っているうちに、被災者が震災により苦勞したり、つらい思いをした体験を話してくれるようになった。避難所の子どもは、最初から口を開いてくれることは少ない。少年事件で調査をするときは、少年から言葉が出てくるまで、じっと待つて忍耐強く対応することも必要ではないかと感じている。

以 上